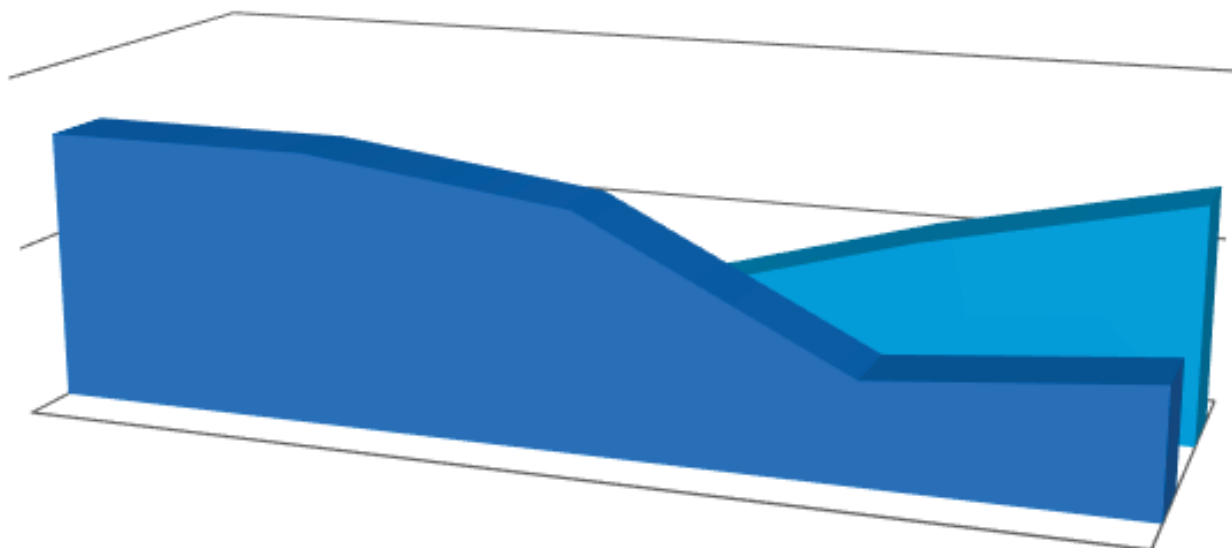


公的統計における「法人番号」の活用に関する 政府横断的な取組について



総務省

平成28年11月10日
政策統括官(統計基準担当)

1 取組の背景事情

- 関係府省では、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）に基づき、経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備について、SNA等の加工統計との連携に留意しつつ、検討会議・WGを設置し、府省一体となった検討を推進中
- その一環として、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成28年5月20日改定閣議決定。以下「IT国家創造宣言」という。）において、法人番号の利活用による行政事務の効率化・迅速化が求められていることや、統計委員会からの指摘等を踏まえ、統計作成における法人番号の利活用に関する検討を加速

第Ⅱ期基本計画

- ・ 統計の正確かつ効率的な作成・提供という観点から、①法人番号の運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースにおける利用に向けた検討を実施、②企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報を共有

IT国家創造宣言

- ・ 平成29年1月から「法人ポータル（仮称）」の運用を開始するとともに、関係府省庁は平成30年1月以降、原則、法人に関する情報を公開する際には、法人番号を併記

「平成27年度統計法施行状況報告審議結果」（平成28年10月7日統計委員会）

- ・ 法人番号を事業所母集団データベースの母集団情報に活用し、更なる母集団情報の精度向上について検討すべき

【参考1】 法人番号の基礎知識

「法人番号」の指定

- ・ 国税庁長官は、①国の機関、②地方公共団体、③会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）、④①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することになるものに対し、法人番号を指定
- ・ ①～④以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件に該当するものは、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができる
- ・ 1法人1番号を指定（法人の支店や事業所、個人事業者には、法人番号は指定されない。）

法人番号の通知

- ・ 国税庁長官は、法人番号を書面により法人等に通知（⇒設立登記法人については、登記上の本店所在地に通知書を送付）

法人番号の生成

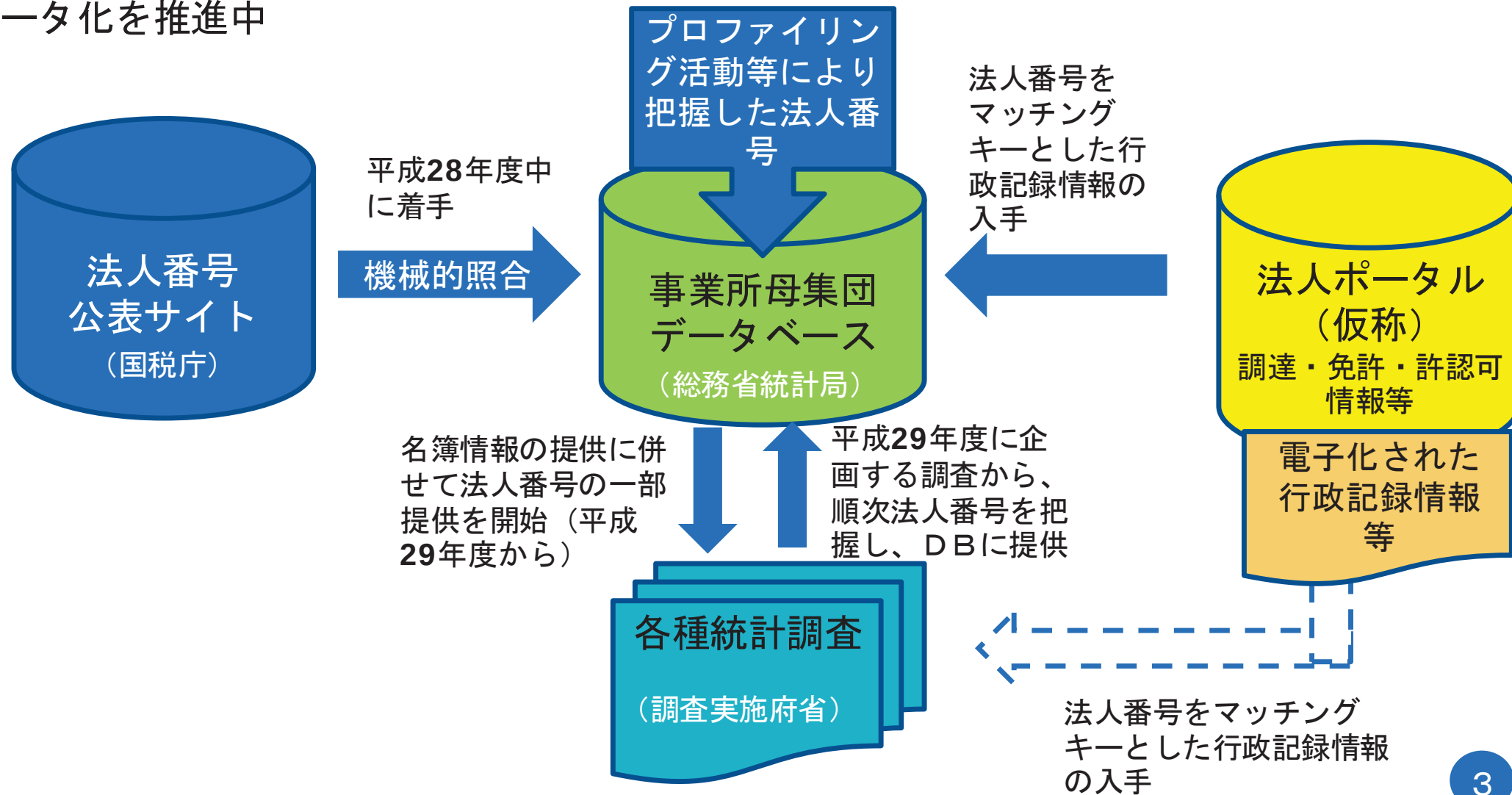
- ・ 設立登記法人については、法務省から提供される12桁の会社法人等番号を基に13桁の法人番号を生成
- ・ それ以外の法人等については、国税庁において独自に法人番号を生成

法人番号の公表等

- ・ 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた者の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号）を「国税庁法人番号公表サイト」において公表
- ・ 法人番号は、広く一般に公表され、自由に利用が可能

2 これまでの検討状況

- 関係府省では、検討会議・WGの検討を経て、以下のような具体的取組を進めることとおむね合意
- なお、各府省では、平成27年11月の府省庁ウェブサイトにおける法人番号併記ルールの方策を踏まえ、法人番号を併記した調達、免許、許認可などの法人関連情報のオープンデータ化を推進中



3 取組の効果等

● 公的統計の作成・提供における法人番号の活用効果

- ◇ 法人番号をマッチングキーとして、行政記録情報等や事業所母集団DBに格納された他の統計調査結果を、欠測値の補完・調査事項の代替に活用することにより、報告者の記入負担を軽減し、統計の正確性・精度も向上
- ◇ 法人番号をマッチングキーとして、法人と傘下の事業所の名寄せ作業を効率的に実施することが可能となり、報告者の記入負担を軽減し、本社一括調査の精度も向上
- ◇ 事業所母集団DBに格納された情報を活用し、名称・所在地の記載に替えて法人番号を記入することにより、報告者の記入負担を軽減
- ◇ 事業所母集団DBに格納された各種統計調査の結果を、法人番号をマッチングキーとして、結合集計することにより、新たな統計を効率的に作成・提供

など

● 今後の取組予定等

- ◇ 法人番号活用の取組については、平成28年度末までに検討会議で正式合意し、所要の取組を開始するとともに、第Ⅲ期基本計画に盛り込み、取組を着実に推進する予定
- ◇ なお、検討会議・WGでは、サービス産業において年次で付加価値を把握する範囲の拡大や、5年周期で実施される経済センサス・活動調査の中間年における各種統計調査の在り方等についても、検討中

【参考2】統計法令の関連規定

統計法第2条（抜粋）

第二条

- 8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 10 この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）をいう。

統計法第27条、第29条（抜粋）

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

- 2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。
- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
 - 二 事業所に関する統計の作成

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。